

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第2項第3号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令について

平成23年9月30日
農林水産省大臣官房
国土交通省総合政策局
環境省自然環境局

1 省令の趣旨

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。以下「法」という。）第4条において、市町村が作成する地域連携保全活動計画に、生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人又はこれに準ずる者として主務省令で定めるもの（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行う地域連携保全活動に関する事項を記載することとされている。また、法第4条第4項に基づき、特定非営利活動法人等は地域連携保全活動計画の案の作成について市町村に提案することができることとされ、法第5条において、市町村が組織する地域連携保全活動協議会には、市町村や市町村が必要と認める者のほか、特定非営利活動法人等をもって構成することとされている。

本省令は、生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人に準ずる者を定めるものである。

2 省令の内容

生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人に準ずる者として、

生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする法人

生物の多様性を保全するための活動又は当該活動の促進に寄与する活動を実施する法人

生物の多様性を保全するための活動又は当該活動の促進に寄与する活動を行う個人

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むを規定する。

3 施行期日

法の施行期日（平成23年10月1日）

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令について

平成23年9月30日
環境省自然環境局

1 省令の趣旨

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。以下「法」という。）第4条第6項において、市町村が作成する地域連携保全活動計画に記載する事項に国立公園等における許可又は届出等を要する行為が含まれる場合は、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。

本省令は、環境大臣に協議する際に必要な事項を定めるものである。

2 省令の内容

環境大臣への協議書に以下の書類等を添えて提出するものとする。

地域連携保全活動計画

法第4条第6項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類

その他環境大臣が必要と認める書類又は図面

3 施行期日

法の施行期日（平成23年10月1日）

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第7項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令について

平成23年9月30日
国土交通省都市局
環境省自然環境局

1 省令の趣旨

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。以下「法」という。）第4条第7項において、市町村が作成する地域連携保全活動計画に記載する事項に国立公園等における許可又は届出等を要する行為が含まれる場合は、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得、又は協議しなければならないとされている。

本省令は、都道府県知事に協議する際に必要な事項を定めるものである。

2 省令の内容

都道府県知事への協議書に以下の書類等を添えて提出するものとする。

地域連携保全活動計画

法第4条第7項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類

その他都道府県知事が必要と認める書類又は図面

3 施行期日

法の施行期日（平成23年10月1日）

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第 15 条第 3 項の規定により地方環境事務所に長に委任する権限を定める省令について

平成 23 年 9 月 30 日
環境省自然環境局

1 省令の趣旨

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項において、環境大臣の権限は地方環境事務所に長に委任することができることとされている。本省令は、地方環境事務所に長に委任する環境大臣の権限を定めるものである。

2 省令の内容

法第 4 条第 6 項¹及び第 12 条第 2 項²に規定する環境大臣の権限（国立公園内の行為の許可に関する権限のうち地方環境事務所に長に委任されていない権限に係るものを除く。）を地方環境事務所に長に委任する。

- 1 市町村は、国立公園等の区域内において許可等を要する行為を含む地域連携保全活動計画を作成しようとする場合、環境大臣に協議し、同意を得なければならないとする規定
- 2 環境大臣が、国立公園の特別保護地区等の区域内の土地を寄附された際に、当該土地の生物の多様性の保全について、寄附をした者の意見を聴くこととする規定

3 施行期日

法の施行期日（平成 23 年 10 月 1 日）